

「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」を実践するための資料集(平成25年4月)の追加資料②

特定給食施設の指導・支援計画を考えるために

～自治体における優先度の高い健康・栄養課題の解決につながる効率的で効果的な指導・支援へ～

厚生労働省健康局健康課栄養指導室

背景

特定給食施設の指導・支援に当たっては、「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」(平成25年3月29日がん対策・健康増進課長通知)を踏まえ、**効率的かつ効果的に指導及び支援を行うこと。**

特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置率は、施設の種類によって異なることから、**改善が必要な課題が明確になるよう、施設の種類別等の評価を行い、指導計画の改善を図ること。**

「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」
(平成25年3月29日健康局がん対策・健康増進課長通知)より

自治体における優先度の高い健康・栄養課題の解決につながる効率的で効果的な取組を行うこととなる

(1) 組織体制の整備

該当施策を所管する課の施策の方向性に関する情報を共有し、優先されるべき有効な施策の企画立案及び実施に関わることができるよう、関係部局や関係者と協議の上、その体制を確保すること。(中略)本庁及び保健所が施策の基本方針を共有し、施策の成果が最大に得られるような体制を確保すること。

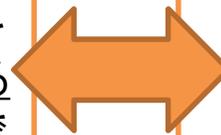


施策の優先順位の決定

(2) 健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進

明確化された健康・栄養課題の解決に向け、計画を策定し、その計画において施策の成果が評価できるよう、目標を設定すること。目標設定に当たってはできる限り数値目標とし、設定した主要目標に対して、PDCAサイクルに基づき、施策を推進すること。

施策の成果の見える化



(3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底のための施策の推進

(4) 社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策の推進

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

① 特定給食施設における栄養管理況の把握及び評価に基づく指導・支援

特定給食施設の指導・支援に当たっては、「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」(平成25年3月29日がん対策・健康増進課長通知)を踏まえ、効率的かつ効果的に指導及び支援を行うこと。

特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置率は、施設の種類によって異なり、さらに都道府県によっても異なることから、改善が必要な課題が明確になるよう、施設の種別等の評価を行い、指導計画の改善を図ること。

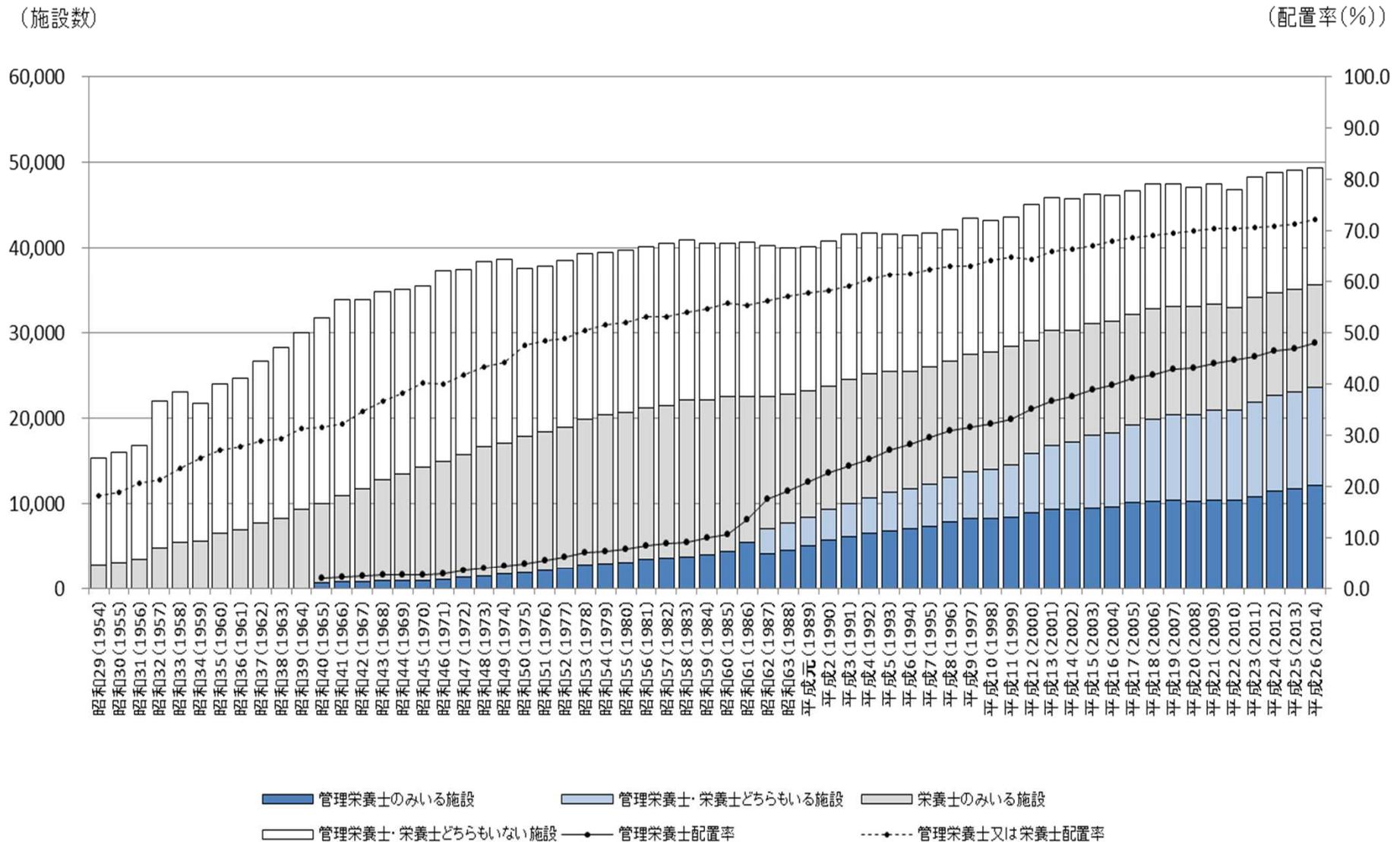
② 飲食店によるヘルシーメニューの提供等の促進

③ 地域の栄養ケア等の拠点の整備

④ 保健、医療、福祉及び介護領域における管理栄養士・栄養士の育成

⑤ 健康増進に資する食に関する多領域の施策の推進

特定給食施設数と管理栄養士・栄養士配置状況の推移



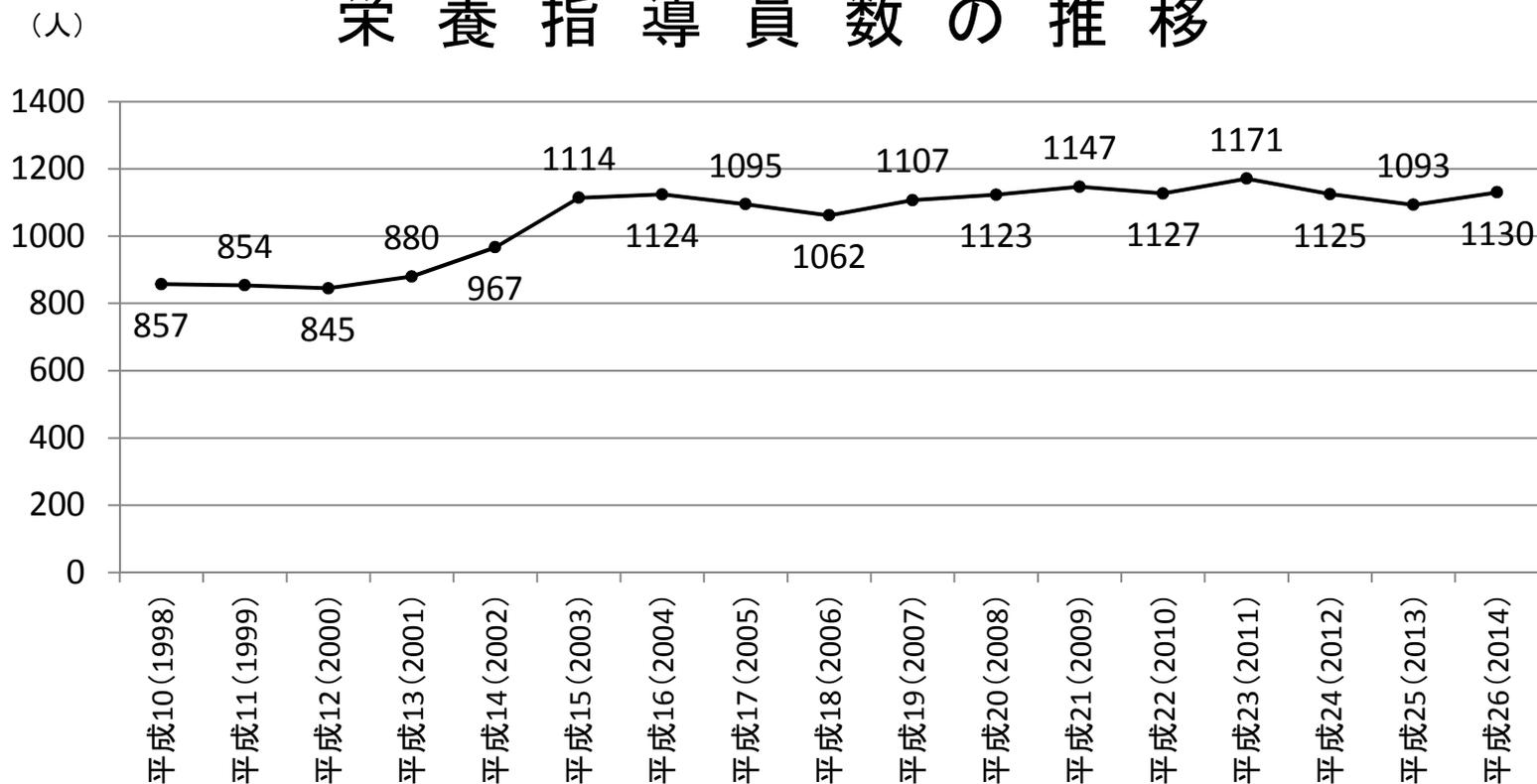
給食施設の施設別、管理栄養士・栄養士配置状況

	総数			管理栄養士の いる施設	栄養士のいる施設	管理栄養士・栄養士 どちらもいない施設
	施設数	管理栄養士数	栄養士数			
総数	87,702	57,295	58,410	39.5%	44.1%	35.3%
特定給食施設	49,332	43,287	38,885	47.9%	47.6%	27.8%
学校	15,884	7,572	6,689	41.6%	33.9%	31.4%
病院	5,666	20,304	11,638	99.8%	75.2%	-
介護老人保健施設	2,761	4,101	3,139	97.2%	68.9%	0.1%
老人福祉施設	4,474	5,592	4,603	87.6%	66.3%	1.4%
児童福祉施設	11,727	2,442	8,375	17.7%	48.7%	41.6%
社会福祉施設	791	569	780	52.1%	68.3%	6.2%
事業所	5,735	1,662	1,936	25.4%	28.5%	52.8%
寄宿舎	579	136	284	22.5%	42.0%	41.6%
矯正施設	118	59	9	44.9%	7.6%	51.7%
自衛隊	198	172	62	83.3%	24.2%	3.0%
一般給食センター	411	297	660	44.3%	70.3%	20.9%
その他	988	381	710	27.3%	51.9%	33.0%
特定給食施設以外の施設	38,370	14,008	19,525	28.8%	39.5%	44.8%
学校	1,944	267	336	13.3%	16.3%	71.7%
病院	2,929	4,202	2,636	92.2%	60.2%	3.7%
介護老人保健施設	944	1,052	794	86.3%	58.9%	3.4%
老人福祉施設	8,165	4,448	5,330	45.5%	50.2%	25.4%
児童福祉施設	12,177	1,716	5,874	12.7%	38.2%	53.3%
社会福祉施設	3,309	1,139	2,103	30.5%	51.4%	28.9%
事業所	3,593	167	412	3.7%	10.0%	87.4%
寄宿舎	1,468	110	216	7.4%	12.4%	80.9%
矯正施設	38	2	1	5.3%	2.6%	92.1%
自衛隊	44	10	20	22.7%	45.5%	36.4%
一般給食センター	33	4	19	9.1%	36.4%	60.6%
その他	3,726	891	1,784	20.1%	39.9%	46.5%

(資料) 平成26年度衛生行政報告例より作成

注: 「管理栄養士・栄養士どちらもいる施設」について、「管理栄養士のいる施設」及び「栄養士のいる施設」にそれぞれ計上しているため、合計が100%にならない。

栄養指導員数の推移



(資料) 地域保健・健康増進事業報告(地域保健・老人保健事業報告、地域保健事業報告)

< 栄養指導員 >

健康増進法

第18条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2(略)

第19条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)は、前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

特定給食施設等に関する現状

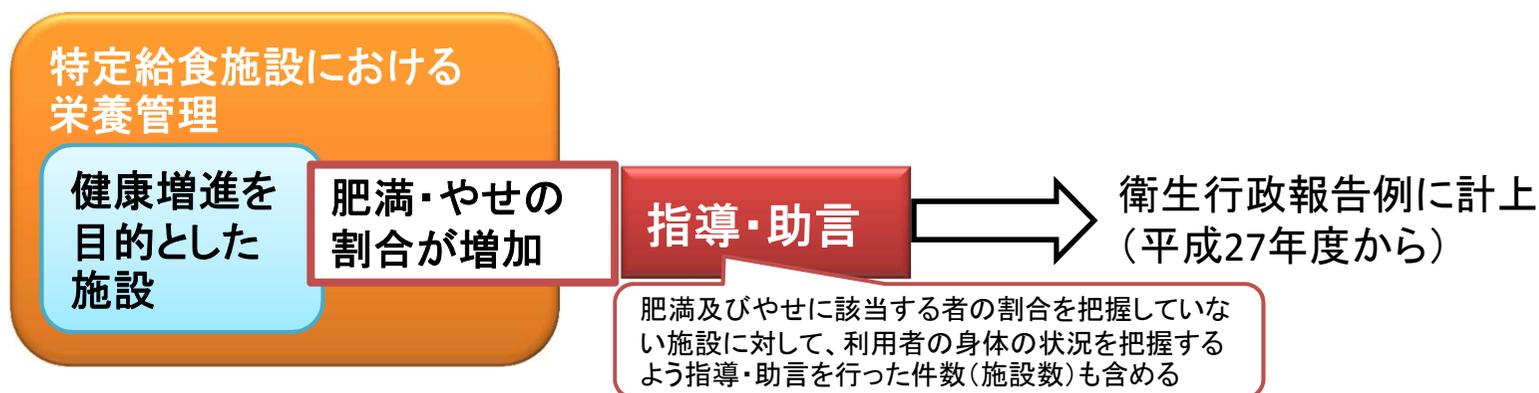
1. 特定給食施設数の増加に伴い、管理栄養士・栄養士の配置率も進み、平成26年度で配置率(管理栄養士・栄養士どちらかいる施設)は72.2%、配置管理栄養士・栄養士数は82,172名に上る。その他の給食施設と合わせると、115,705名配置されている。
2. 施設別にみると配置率は異なり、病院及び介護老人保健施設で配置率がほぼ100%に達する一方、児童福祉施設及び事業所では配置率が50%前後にとどまっている。
3. 特定給食施設数が増加する一方で、特定給食施設の指導・支援を担う保健所の栄養指導員数は、横ばいの状況である。

健康日本21(第二次)「栄養・食生活」の目標項目

目標項目	利用者に応じた食事の計画、調理及び 栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
現状	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5%(平成22年度)
目標	80% (平成34年度)
データソース	厚生労働省「衛生行政報告例」

- **栄養の評価、改善については、健康増進を目的とした施設において、**
 - (1) **管理栄養士・栄養士の配置状況**
 - (2) **肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況** で評価

○ **評価のねらい：肥満及びやせの割合が増加している施設数の減少**



はじめに

特定給食施設における栄養管理状況の把握及び評価に基づく指導・支援は、地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進するに当たり、食を通じた社会環境の整備の促進という側面から重要な位置づけにあります。

健康増進法において、特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、管理栄養士を置かなければならないこと、その他の特定給食施設の設置者は、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならないことが規定されています。また、特定給食施設の設置者は、適切な栄養管理を行う責務を担う者とされています。

都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることとなります。特定給食施設の数、年々増加傾向にある中、栄養指導員数は横ばいとなっており、限られた人数で、自治体における優先度の高い健康・栄養課題の解決につながる成果を得る取組であるかの検証が必要になってきます。

こうした状況を踏まえ、改善の成果が明確になるよう、全国的には、特に健康増進に資する栄養管理の質の向上を図る観点から、健康日本21(第二次)の目標である「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」に関する評価として、特定給食施設における「肥満及びやせに該当する者の割合」の変化の状況を把握し、適切な栄養管理の推進を図ることとしました。こうした取組を含め、それぞれの自治体の優先度の高い健康・栄養課題の解決につながる取組が効率的・効果的に進むことで、成果の見える化が進んでいく一助となるよう、効率的・効果的な指導・支援計画を考えるためのポイントをまとめました。

特定給食施設の効率的・効果的な指導・支援計画を考えるためのポイント

指導・支援の優先順位を明確にし、その課題解決に向けた指導・支援計画を考える(優先順位等整理シート)

【ポイント①】管内(地域)の健康・栄養状況を踏まえ、どういう施設を重点的に指導すべきかの優先順位を考える

【ポイント②】ポイント①による優先順位の高い施設に対する支援における課題を整理し、解決方法を考える



【ポイント③】 具体的指導・支援計画の立案

肥満及びやせを中心とした身体状況の評価に基づく栄養管理の取組等について
(優先順位等整理シート)

【ポイント①】管内(又は地区)の健康・栄養状況を踏まえ、どう
いう施設を重点的に指導すべきかの優先順位を考
える

ア. 管内(又は地区)の栄養状況(肥満及びやせを中心とした観点)は、

(ア)何を用いて把握しているのか

[]

(イ)いつ、どのように調査したものか

[]

(ウ)どのような健康・栄養状況といえるか(原則としてデータをみる)

[]

イ. アの健康・栄養状況を踏まえ、どのような施設を重点的に指導すべきか

(管理栄養士の配置状況、やせ・肥満の割合、汁物の塩分濃度、利用者の年齢等)

<健康・栄養リスクと支援の必要性の整理シート>

	支援の必要性 高	支援の必要性 低
健康・栄養リスク 高	A	B
健康・栄養リスク 低	C	D

(記入例イメージ)

ア. 管内(又は地区)の栄養状況(肥満及びやせを中心とした観点)は、

(ア)何を用いて把握しているのか

- (①特定健診のデータ
②県民健康・栄養調査
他、健康増進計画や食育推進基本計画の評価指標調査)

(イ)いつ、どのように調査したものか

- (①は例年6月に行っている国保被保険者を対象とした特定健康指導において、血圧等を実測した
②は例年11月に行っている食事調査による(記入式))

(ウ)どのような健康・栄養状況といえるか(原則としてデータをみる)

- (40代以降の男性を中心に肥満者が多い)

(記入例イメージ)

イ. アの健康・栄養状況を踏まえ、どのような施設を重点的に指導すべきか

(管理栄養士の配置状況、やせ・肥満の割合、汁物の塩分濃度、利用者の年齢等)

<健康・栄養リスクと支援の必要性の整理シート>

	支援の必要性 高	支援の必要性 低
健康・栄養リスク 高	A ・中高年肥満者が多く利用する施設で管理栄養士等が配置されていない事業所、寄宿舍（給与熱量が多い等）	B ・中高年肥満者が多く利用する施設で管理栄養士等が配置されている事業所、寄宿舍
	・身体状況を把握していない施設	
健康・栄養リスク 低	C ・肥満者は少ないが、管理栄養士等が配置されていない、栄養管理報告書に不備がある施設	D

【ポイント②】 特に健康・栄養リスクと支援の必要性の整理シート
 セグメントA及びBの施設における課題を整理し、解決
 方法を考える

	施設の種類	支援する側の 内在的課題 → 解決方法	支援する側 からみた 外在的課題 → 解決方法
A (健康・栄養リスク高 支援の必要性高)			
B (健康・栄養リスク高 支援の必要性低)			

(記入例イメージ)

【ポイント②】特に健康・栄養リスクと支援の必要性の整理シートのセグメントA及びBの施設における課題を整理し、解決方法を考える

	施設の種類	支援する側の 内在的課題 → 解決方法	支援する側 からみた 外在的課題 → 解決方法
A (健康・栄養リスク高 支援の必要性高)	中高年肥満者が多く利用する施設で栄養管理に問題がある事業所、寄宿舍	・事業所数が多く、巡回指導ができる回数が限られている。	・優先度の高い施設のみ巡回を行うなど、計画を見直す。 ・熱量の低い献立(ヘルシーメニュー)は人気がない。
	身体状況を把握していない施設	・身体状況を把握する必要性を伝えるツールがない。	・ヘルシーメニューの意義を総務課より対象者に周知 ・献立内容の見直し。 ・社員の健康管理について類似施設などの事例も活用しつつ重要性を説明する。
B (健康・栄養リスク高 支援の必要性低)	中高年肥満者が多く利用する施設で管理栄養士等が配置されている事業所、寄宿舍		・身体計測値を把握する意味を理解してもらえない。 ・栄養管理を行っている部署が身体データを持っていない。 ・肥満者の多い理由について、考察が必要。 ・配置されている管理栄養士等が肥満者へのアンケート調査により把握が可能となるよう、施設長にその意義を伝える。 ・職能団体の協力を得て、配置されている管理栄養士等の基本的な技能の確保を図るための研修を行う。

【ポイント③】 具体的指導・支援計画の立案

